

第三者評価結果

事業所名：福祉創造スクウェア・すぷら

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-（1） 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-（1）-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<コメント> 法人の職員倫理行動綱領及び倫理行動マニュアルは、利用者の自己決定を重んじ、利用者意思の尊重を基本として定めています。職員は、その内容に沿った支援に努めています。利用者の意志や希望を尊重することは基本としていますが、「ここは働くことを主とする場所」という基本を伝えています。利用者は、来所するとそれぞれ自分が属しているグループに赴くので、全体が一堂に会することは行事以外は無く、話し合う機会づくりを課題としています。利用者が活動する職場や活動の選択は、利用者の意思を尊重しています。モニタリングや個々の相談でも聴き取りを行い、必要な支援を策定し、職員が共通認識を持って支援しています。	
A-1-（2） 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-（2）-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 法人の職員倫理行動綱領及び倫理行動マニュアルには、通常の支援について利用者を大切にしていける考えや姿勢、行動を定めています。職員会議で読み合わせを行い、理解を深めるようにしています。重要事項説明書でも虐待防止、秘密保持、個人情報の保護の趣旨や措置について説明を行い、周知に努めています。事業所には虐待防止委員会、法人にも事故調査委員会も設置し、虐待防止や事故予防の活動を行っています。「虐待防止の指針」、「身体拘束等の適正化のための指針」を定めており、職員への周知も図っています。必要な利用者に対して行動支援計画書を策定して説明を行っています。虐待防止委員会で虐待防止に関する案件やその対応について話し合い、行政への通報についても職員に周知を図っています。	

A-2 生活支援

A-2-（1） 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-（1）-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント> 利用者の身体や生活状況は、支援記録や実際の支援、会話、利用者からの相談によって把握しており、それを基にして支援計画を立案、策定しています。職員倫理綱領やマニュアルにおいても利用者の自律・自立の支援を心がけるように定め、「できることは自身で行い、難しい箇所を支援する、将来を見据えてできること増やしていく」支援に努めています。生活面での自立に向けては、モニタリングや面談で利用者、家族、および利用者が居住するグループホームの担当者も交えて通常の生活の様子を聴き取り、その改善や自立に向けての支援計画を作成しています。また自己管理の方法は、分かりやすく伝えるために「構造化(可視化)」を行っています。また、履歴書の書き方や面接の指導、ハローワークや企業面接への同行も行っています。	
【A4】 A-2-（1）-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<コメント> コミュニケーションが難しい利用者には点字、写真や絵、ジェスチャー、紙やスマートフォン、事業所内のホワイトボードの画面に表したり、行動の様子をカードで示すなどし、利用者の意思を確認しています。また、家族や以前属していた組織に問い合わせを行い、職員間でも日常の利用者の行動や様子から「こうではないか」と予測したことを話し合っています。	

【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	
<コメント> 事業所内に相談室を設け、空き部屋も開放して、相談に応じることができるようにし、説明も行っています。また日常の声かけや利用者の状態や様子に注意を払い、職員から話しかけています。事業所内には法人やグループホームなどの関係機関のお知らせや情報、事業所内ニュース、また地域のイベントのポスターも掲示しています。利用者から相談があった場合には、サービス管理責任者に必ず報告を行い、面談記録に記載して支援計画の策定に反映しています。		
【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	a	
<コメント> 事業所ではステンドグラスや小物の制作、パソコンを使用した様々な作業、中古衣服の値段付け・畳み、農福連係の受注作業、農作業、従たる事業所として「ダン・デ・リヨン」カフェレストランの営業など多様な活動を提供しています。また余暇活動でもすぶら祭り、カラオケ、日帰り旅行、バーベキューなど利用者の希望に応じて提供をしています。作業場でも職員の声かけだけでなく作業の手順を写真を使って説明する手順書の掲示も行い、利用者が作業に従事しやすい工夫や雰囲気づくりを行っています。		
【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a	
<コメント> 職員は、事業所内での利用者の心身の状態把握に努めていて、ミーティングや職員会議、支援会議で利用者の現況に応じた支援について、検討や話し合いを行っています。将来に対して備える意味や職員の資質向上のために、非常勤職員も強度行動障害支援者養成研修や行動援護従業者研修に参加しています。研修に参加した職員のフィードバックを職員会議で行い、職員への周知と共有を図っています。利用者の特性に応じて、他の事業所も利用する事業所併用も提案しています。		
A-2-(2) 日常的生活支援		第三者評価結果
【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。	a	
<コメント> 事業所で提供している食事（昼食）は、法人傘下の就労A型施設で製造したものを提供していますが、自ら用意した食事を摂る利用者もいます。刻みやミキサー食の提供、アレルギー対応の食事を用意し、介助が必要な利用者には職員が適切に支援しています。短期入所には入浴設備があり、サービスの提供を行っています。利用者が汗をかいた際には、職員が手の届きにくい部分を拭いて、清潔を保てるよう支援しています。排泄に関しては全介助の利用者も多く、同性の職員が、見守り、拭き取り、移乗、おむつ交換などの支援を行っています。送迎については、見守りが必要な利用者の場合に添乗の職員を配置し、移乗支援のための写真付き説明書を用意するなど、安全に配慮しています。		
A-2-(3) 生活環境		第三者評価結果
【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a	
<コメント> 作業場や短期入所のスペースは、清潔で広々としています。1階は身体障害の利用者が多く、部屋内の動線を広く確保しています。2階は利用者の特性にあわせて、視覚指示を多く掲示しています。利用者の休息やクールダウンに必要な場合には休憩室もあり、短期入所の空いているスペースや相談室も利用することができます。今年度から掃除専門職員を配置しており、その他に年6回、ワックスがけの委託清掃が入っており、作業や生活環境を衛生的に保っています。		

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント> 医療協力病院から2ヶ月に1回程度、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）が利用者へのアドバイスを口頭で職員に伝え、業務日誌に記録を残しています。また、またSTや看護師の意見も参考にし、支援計画にも反映しています。法人内にトランスフィットネス事業部があり、器具を使って楽しく体を動かすことやダンス教室の先生によるリズム・トレーニングも実施しています。利用者が個人的に契約している訪問看護、訪問リハビリ、マッサージの専門職からの意見も活動にも取り入れています。	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント> 嘱託医や看護師が、利用者の健康相談に応じています。利用者の来所時には検温を実施しており、体調不良の確認を行っています。体重測定は半年に1回実施し、その結果は看護師が確認・記録し、気になる点がある場合は家族にも連絡しています。健康診断は事業所で実施し、記録を保管しています。再検査については利用者に伝えて受診を促し、その結果も共有しています。「職員ハンドブック」は、疾病や骨折の事故発生時に行う処置についてフローチャートを示し、職員は、それに基づいての対応を行っています。	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	b
<コメント> 医療的支援を受けている利用者は、看護師を中心に対応しています。看護師以外の職員が医療的ケアを実施することではなく、看護師の監督の下に介助を行っています。服薬管理については、服用薬の持参の確認や服用薬の内容、服用、飲み込みの確認を行っています。アレルギー疾患の利用者については、利用前にアレルギー症状について聴き取りを行い、食事について禁食チェックや、代替食を用意しています。今後、医療的支援の実施手順や個別のマニュアルについて明文化することが期待されます。	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<コメント> 事業所では、車椅子利用者に対する交通安全教室を警察署からの指導を受けて実施したり、地域のお祭りの場で事業所の製品の販売会を催したりしています。セクション毎に交通機関を利用しての日帰り旅行や、近隣のレストランに出かけて食事会を行い、社会に触れる機会を設けています。利用者が、近くのコンビニエンスストアやスーパーに買い物に出かける際には、職員が同行して買い物の仕方の支援を行っています。パソコンを使う利用者に向けて、資格試験用テキストや文字入力・計算ドリルなどの教材を日々の活動に取り入れています。さらに、利用者の意欲を引き出すために、好みのキャラクターを使った教材も活用しています。	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント> アンケート形式ではありませんが、支援計画策定やモニタリング時に地域移行や社会生活について利用者の意向を聴きとり、支援計画に反映しています。社会生活を営むために、挨拶や、社会における基本的なマナーを習得できるよう支援しています。相談支援事業所と連携して、法人内外のグループホームの見学を行い、実際の話聞いたうえで、体験入所も経験できるよう配慮しています。また、事業所内の短期入所を生活体験の練習場所として利用できる環境を整えています。	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント> 日々、連絡帳で家族とのやり取りを行うだけでなく、必要に応じて電話での報告も行っています。また「すぶらスケジュール」という事業所の月間カレンダーを通して、利用者の予定が家族にも伝わるようにしています。年2回のモニタリングにも家族が参加しており、家族の意見や要望を聞いたり、事業所での様子を伝えています。また、家族から面談や電話での相談依頼もあり、相談に応じ、必要な場合にはアドバイスも行っています。利用者の急変時の対応については、緊急時対応マニュアルに沿って家族への対応を行っています。年1回家族会を開催し、全体的事項の報告やセクション毎での話合いの機会を持つようにしています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 子どもを対象とした施設ではないため、評価外です。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 事業所は、「ここは働くことを主とする場所」という基本を利用者に伝え、作業内容の選択については、利用者の希望を可能な限り受入れていくようにしています。車椅子の利用者が、就労に向けて自走ができるように電動車いすの訓練を行っています。また、就労や自立に向けて利用者の希望する道筋についての資料や情報を提供しています。対人スキルの向上に向けたアドバイスや、パソコン等の技術習得・能力向上を支援しています。就労の希望の確認や内容については、利用者とのモニタリングで話し合いや確認を行ったうえで、面接の同行も行っています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 見学時の想像と実際の作業のミスマッチを防ぐために、利用開始時に見学と実習を行い、作業を体験してから通所を決定しています。利用者本人の意思を大事にしながら、利用者の状況に応じて適切な仕事内容となるように配慮しています。事業所では、受注作業（中古衣料品の値札付け・農福連携など）、ステンドグラス作業、PC作業、従たる作業所としてのカフェレストランなどの多様な事業を行っており、希望通りの作業ができるように配慮しています。また事業所では就労継続支援B型登録利用者および生活介護登録利用者で作業を分けることはありません。工賃は時給制で、個別に時給を工賃算定シートによって決めて、年1度見直しを行っています。支援学校や地域のお祭りでの販売会を行っていて、工賃引き上げを図っています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<コメント> 事業所で営業担当は配置していませんが、縁故関係や社会福祉協議会からの紹介を通じて受注先の開拓が進み、成果が上がっています。就労援助センターやハローワークとは定期的ではありませんが適宜連絡を行っています。また、利用者が希望する就職先の募集内容や、その相手先が求めている必要なスキルが何であるかを就職希望先に問い合わせています。また就職した後にそこを離職した利用者の受入れや、相談機関やグループホームなどの関係機関からの離職者の受入れの依頼にも対応しています。	